

平成 30 年度編入学試験の「社会情報学」の出題様式について（参考資料）

平成 30 年度の社会情報学部第 3 年次編入学試験では、「社会情報学」の出題が新たに加わります。本資料では、試験に含まれる問題様式を以下に例示します。（各設問の出題数、出題割合、他の出題様式の有無など、追加情報に関する質問には応じられません。）

課題図書の内容に基づき、各問に答えなさい。なお、文末の（ ）の中は、各文の対応する章と節を表します。

問 1 現代社会における「集合知」の強みと弱みを説明した上で、それを有効に活用するために社会情報学という学問において今後求められるものを 400 字程度で論じなさい。（第 XI 章 近未来の社会と情報技術，第 4 節）

問 2 著作権法について、日本では著者はどのような権利を持つと規定されているかを説明した上で、その規定と現代の情報化社会の間で起こる問題を 300 字程度で論じなさい。（第 X 章 法・政策と情報，第 8 節）

問 3 以下の各文について、下線部分にもっとも当てはまる選択肢の記号を答えなさい。

- （1）情報伝達という側面から見るとメディア間の差異は存在しないという考え方について、メディア研究の先駆者といわれるイニスや_____は真っ向から対立する主張を行った。（第 III 章 情報過程の歴史的階層性，第 1 節）

- ア ヴアレラ
- イ ガタリ
- ウ チューリング
- エ マクルーハン

- （2）いわゆるコンテンツの「_____型拡散」により、メディア各社のコンジットとコンテンツの垂直統合も自明でなくなりつつある。（第 IX 章 デジ

タル化される文化，第2節)

- ア エシカル
- イ クローズド
- ウ バイラル
- エ パラレル

【解答例】

問1

現代の集合知の特徴は、直接の顔見知りでも、専門家でもないアマチュアの人々がインターネットを通じて自由に意見を交換し、知的活動を行ったり、問題の解決を図ったりすることであり、それは専門家をしのぐ英知に結実することもある。

ただし、上に説明されるような集合知は万能ではなく、集団内の多様性があることがその前提条件となり、さらに根本的には「扱う問題に正解がある」あるいは「答えの望ましさを測る評価基準が存在する」という条件も必要とされる。扱う問題に正解があり、答えの望ましさを測る評価基準が存在する場合には現代の集合知は有効に機能し、実際に「オープンサイエンス」のような試みも存在する。

このような観点からすれば、社会情報学において集合知を有効に活用するために今後求められるものは、問題の答えの望ましさを測る客観的な基準であり、その根拠となるのは既存の古典的な学問分野においてなされてきた議論とその応用であると言える。(405字)

問2

日本における著作権法では、思想又は感情を創作的に表現する著者は、財産権である著作権と著作者人格権を有するとされる。前者は権利の及ぶ著作物の利用それぞれについて定めたものであり、例えば複製権、上演権、上映権などの権利がある。後者は著作物の公表、著作物への氏名表示、著作者の意に反した改変の禁止などに関わる。

上記のような著作者を保護する権利は、同時に文化の発展に寄与する他者の作品利用の制限と、自由な情報流通を妨げる側面も持つ。情報の共有が非常に容易になった現代社会に対応するかたちで、著作権法は頻繁に見直されているが、今後も技術発展に応じた著作権保護と作品利用の適切なバランスについて検討していく必要がある。(305字)

問3

- (1) エ
- (2) ウ